

移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 データ保護

2021年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

海外調査部

【免責条項】

本報告書は 2021 年 2 月 15 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

〈目次〉

1. EU 離脱前の制度概要	1
2. 移行期間終了後に適用された制度の概要	2
(1) データ移転と法的枠組み	2
(2) 英国と EEA 間の個人データの移転	3
① EEA と十分性認定を受けた第三国から英国への個人データの移転	3
② 英国からの個人データの移転	4
(3) その他、移行期間後の要件・手続きの変更点	5
① 離脱協定に基づく個人データに関する措置	5
② EU 拠点の代理人の任命	5
③ 越境処理に対する EU の規制監督（ワンストップ・ショップ制度）	6
④ その他、細部の変更点、留意点等	7
(4) 日英間の個人データの移転	8
(5) EU から米国への個人データの移転	8
3. その他参考情報	9

〈図表目次〉

表 1： EU の十分性認定を受けている国	2
-----------------------	---

1. EU 離脱前の制度概要

EU 離脱前と移行期間中（2020年12月31日まで）の英国のデータ保護制度は、EUの「一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）¹」（2018年5月25日適用開始）と、これを補完する形で、一部各加盟国に規定の裁量が委ねられた点に関してルールを定めた「2018年データ保護法（Data Protection Act 2018）²」（2018年5月23日適用開始）で構成されていた³。EUにおけるデータ保護は、一般データ保護規則（GDPR）によって統一的に規定され、その適用対象は欧州経済領域⁴（EEA：European Economic Area）となる。EEA内のデータの移転に制限はない。

GDPRでは、EEA外の第三国への個人データの移転は原則禁止されており、移転を可能にするには、GDPRで定められている例外規定（第49条）に該当するか、または移転先の国のデータ保護水準が十分なデータ保護の水準を確保していると認めた充分性認定を受けているか（第45条）、適切なデータ保護措置が取られていることを保証するか（第46、47条）のいずれかが必要となる。EUから充分性認定を受けていない国に合法的にデータの移転をするためには、適切な保護措置として、「標準的契約条項（SCC：Standard Contractual Clauses）」や「拘束的企業内準則（BCR：Binding Corporate Rules）」などを用いて、データを移転する企業間や企業グループ内で、データの適切な保護体制を保証する必要がある。標準的契約事項（SCC）は、EEA内の企業と第三国のデータ輸入者が、EU作成のひな型に基づいて個人データ保護の契約を締結するもので、拘束的企業内準則（BCR）は、企業グループ内で個人データの移転時に従うデータ保護に関する内部規定を指す。拘束的企業内準則（BCR）は、EEA加盟国のデータ保護監督当局から承認を受ける必要がある⁵。

欧州委員会は、第45条に基づいて、これまでに以下の表1の12カ国について充分性認定の決定を下しており、これらの国へは円滑な個人データの移転が可能である⁶。日本に対する充分性認定は、2019年1月23日に発効した。

米国については、これまで、「プライバシー・シールド（Privacy Shield）」という別の枠組みを通じて、EEAから米国への個人データの移転を合法的に行うことが可能であったが、この枠組みは2020年7月16日のEU司法裁判所（CJEU：Court of Justice of the European Union）の判決により無効と判断された（詳細後述）。

¹ Regulation (EU) 2016/679

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj>

² <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents>

³ <https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/information-rights-at-the-end-of-the-transition-period-frequently-asked-questions/>

⁴ EU加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー

⁵ https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/binding-corporate-rules-bcr_en

⁶ https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_en

表 1： EU の十分性認定を受けている国

国名		
アンドラ	アルゼンチン	カナダ（連邦政府、地方政府および関連公的機関などを除く）
フェロー諸島（デンマーク領）	ガーンジー（英国領）	イスラエル
マン島（英国領）	日本（公的部門は対象外）	ジャージー（英国領）
ニュージーランド	スイス	ウルグアイ

注：韓国については交渉中。

出所：https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_enより作成

2. 移行期間終了後に適用された制度の概要

(1) データ移転と法的枠組み

欧州委員会は、2020年12月24日に英国と合意した通商・協力協定の中で、移行期間終了後も十分性認定の決定が採択されるまで最大6カ月間、EEAから英国への個人データの移転を認めるとした。⁷当初の猶予措置期間は4カ月間とされており、その後、英国・EU双方が異議を唱えなかった場合は、さらに2カ月間の猶予期間が付与される。なお、英国からEEAへの個人データ移転に関しては、英国のEU離脱前と同様に制限を受けない。

EUのGDPR規則は、移行期間終了後は、2018年6月に採択された2018年EU離脱法に基づいて英国法に置き換えられ、移行期間終了後は英国法として適用され、GDPRを英国の事情に合わせて補完し調整する「2018年データ保護法」も継続して適用される。

2019年2月28日には、英国法への置き換えにあたり、移行期間終了後、英国のみを適応範囲とするのに必要な技術的修正を定める第二次立法として「2019年データ保護、プライバシー、電子取引（改正等）（EU離脱）規則」が制定された⁸。これらの適用法令とそのリンクは、以下に示すとおりである。英国のGDPR（UK GDPR）の規制監督当局は、これまでと同様に、情報コミッショナー事務局（ICO：Information Commissioner's Office）が担う⁹。

- ・ **2018年EU離脱法（European Union（Withdrawal）Act 2018）**
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>
- ・ **2020年EU離脱法（European Union（Withdrawal）Act 2020）**¹⁰
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/1/contents>
- ・ **2018年データ保護法（Data Protection Act 2018）**
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents>

⁷ https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/948119/EU-UK_Trade_and_Cooperation_Agreement_24.12.2020.pdf#page=406

⁸ <https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/information-rights-at-the-end-of-the-transition-period-frequently-asked-questions/>

⁹ 注8参照

¹⁰ 2020年1月の離脱以降も移行期間中はGDPRなどのEU法が適用され続けること定めている。

- ・ 2019 年データ保護、プライバシー、電子取引（改正等）（EU 離脱）規則（The Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc) (EU Exit) Regulations 2019）¹¹

<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/419/introduction/made>

英国政府は 2020 年 12 月 31 日、ガイダンス「Using personal data in your business or other organization¹²」を公開し、データ保護と英国・EEA 間のデータ移転に関して英国の事業者に必要な行動についてまとめている。このほか、情報コミッショナー事務所 (ICO) も、事業者向けガイダンスや FAQs などを作成し、関係者への支援を提供している。ICO は、電話によるヘルプラインも開設している（電話番号：+44 (0) 3031231113（月～金））。

(2) 英国と EEA 間の個人データの移転

① EEA と十分性認定を受けた第三国から英国への個人データの移転

現在の猶予措置期間終了後、英国の事業者が EEA から合法的にデータを受け取るためには、EU 側の相手との標準的契約事項 (SCC) の締結が必要となる可能性がある。現在、EU の英国に対する十分性認定の審査が進行中で、猶予措置期間終了前に十分性認定が認められれば、EEA から英国への個人データの円滑なフローがこれまでどおり確保されるが、EU が同期間終了前にその決定を下さなかった場合に備え、英国の事業者は、合法的に継続してデータを受け取れるように、適切な保護措置導入の準備をしておく必要がある。大抵の場合、適切な保護措置としては、標準的契約事項 (SCC) が適切な場合が多い。

一方、英国政府は、EU の十分性認定の認定国とも個別に移行期間終了後の対応についての交渉を進めたことから、12 カ国のうち 11 カ国が、英国との円滑な個人データフローを移行期間終了後も双方向で維持している¹³。日本もこれに含まれ、日本と英国間の個人データのやり取りは従来通りで、移行期間終了後も影響はない（2. (4) 日英間の個人データの移転を参照）。

英国の情報コミッショナー事務所 (ICO) は、標準的契約事項 (SCC) が必要となる場合の解説付きひな型やインタラクティブツール、標準的契約事項 (SCC) の自動作成ツール等、英国が十分性認定を受けられなかった場合に、EEA の個人情報に移転するために必要となる

¹¹ 同規則に続き、2019 年 3 月 6 日には、これを一部改正する規則 The Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc) (EU Exit) (No. 2) Regulations 2019 が定められた。

¹² Using personal data in your business or other organization (2020 年 12 月 31 日)
<https://www.gov.uk/guidance/using-personal-data-in-your-business-or-other-organisation>

¹³ ICO のウェブサイトの国際データ移転に関するガイダンスページに、EU から十分性認定を受けている各国の英国とのデータ移転に関する決議等、最新の情報が更新されることになっている。
<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/international-data-transfers/>

準備と対策に関する情報を、同事務所のウェブサイト上で提供している¹⁴。その際、標準的契約事項（SCC）は変更や修正を加えず、そのままデータ輸入者および輸出者の二当事者間で署名する必要があることにも注意が必要である。ただし、EU の規定に直接的または間接的に矛盾しない限り、標準的契約事項（SCC）を広範囲に渡る契約の一部または追加条項として含めても構わない¹⁵。EU GDPR における標準的契約事項（SCC）のひな型と作成に関する規定は、EEA のデータ管理者から第三国（英国を含む）のデータ管理者へは、「決定 2001/497/EC¹⁶」と「決定 2004/915/EC¹⁷」を通じて、また、EEA のデータ管理者から第三国のデータ処理者へは、「決定 2010/87/EU¹⁸」を通じて定められている。なお、EU では標準的契約事項（SCC）のひな型の変更に関する提案がなされており、今後、必要に応じて、改定された標準的契約事項（SCC）を使用することが必要となる可能性もある¹⁹。

<ICO による標準的契約事項（SCC）作成のひな型と自動作成ツール>

- ・ データ管理者（Controller）とデータ管理者間の標準的契約事項（SCC）ひな型
<https://ico.org.uk/media/for-organisations/forms/2553982/ico-guidance-controller-to-controller.docx>
- ・ 標準的契約事項（SCC）の自動作成ツール（データ管理者とデータ管理者間）
<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/controller-to-controller-contract-builder/>
- ・ データ管理者とデータ処理者（Processor）間の標準的契約事項（SCC）ひな型
<https://ico.org.uk/media/for-organisations/forms/2553983/ico-guidance-controller-to-processor.docx>
- ・ 標準的契約事項（SCC）の自動作成ツール（データ管理者とデータ処理者間）
<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/controller-to-processor-contract-builder/>

② 英国からの個人データの移転

英国から個人データを EEA 内、ジブラルタル、その他の EU の十分性認定を受けている国に移転する場合、これまで通り個人データを移転できる²⁰。ただ、これらに関しては見直し

¹⁴ <https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/>

¹⁵ https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/edpb-2019-02-12-infonote-nodeal-brexit-october_en.pdf

¹⁶ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32001D0497>

¹⁷ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32004D0915>

¹⁸ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32010D0087>

¹⁹ 2020 年 11 月 17 日付ビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/6438017f8c14042c.html>

²⁰ ここでいう英国には、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドが含まれ、王室属領と海外領土は含まれない。

の可能性もあり、その場合には、ガイドランスが更新されるため、その規定に従う必要がある。なお、EU の十分性認定を受けている国は、前述の表 1 を参照。

英国から EEA と十分性認定の認定国以外への個人データの移転は、事業者がこれまですでに実施している EU GDPR への遵守対応を継続すれば、移行期間後もそのメカニズムに特に変更はない。すなわち、個人データを移転する際には、GDPR が定める「適切な保護措置」を講じる必要があり、これは、標準的契約事項 (SCC) や拘束的企業内準則 (BCR) 等を通じて実施する。なお、十分性認定がなく、適切な保護措置がない場合でも、移転リスクなどの十分な情報提供を受けたうえでのデータ主体による同意など EU GDPR の例外規定 (GDPR 第 49 条) に該当する場合は、データの移転が可能である。

大抵の場合、国際データ移転時の適切な保護措置は、標準的契約事項 (SCC) であるが、企業グループ内の個人データ移転には、拘束的企業内準則 (BCR) の利用も可能。英国政府は、EU の標準的契約事項 (SCC) と移行期間終了前に承認された拘束的企業内準則 (BCR) を、英国からのデータ移転が制限される第三国への適切な保護措置として原則認める。ただし、英国が EEA 外の第三国となることなどを踏まえた、既存の EEA の拘束的企業内準則 (BCR) に更新が必要になる可能性がある点にも注意が必要である。

(3) その他、移行期間後の要件・手続きの変更点

① 離脱協定に基づく個人データに関する措置

英国が移行期間中に EU の十分性認定を受けることができなかつたため、EU と英国間で 2019 年 10 月に合意した「離脱協定 (Withdrawal Agreement) ²¹」に基づき、その第 71 条に定められた措置が現在適用されている。これは、移行期間終了前に英国域外の個人から取得して英国で処理した個人データ、いわゆる「既存データ (Legacy data)」の扱いに関する規定であり、英国が EU からの十分性認定を受けるまでの間、これらの個人データの処理は、移行期間終了日 (2020 年 12 月 31 日) 時点の EU GDPR に従わなければならない²²。

これらについて、情報コミッショナー事務所 (ICO) は、移行期間終了前に英国外で取得した個人データと、それ以降のデータを区別しておくよう助言している²³。

② EU 拠点の代理人の任命

²¹ <https://www.gov.uk/government/publications/new-withdrawal-agreement-and-political-declaration>
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840655/Agreement_on_the_withdrawal_of_the_United_Kingdom_of_Great_Britain_and_Northern_Ireland_from_the_European_Union_and_the_European_Atomic_Energy_Community.pdf

²² 移行期間終了時点では、EU の GDPR と UK GDPR は同じであるが、その後でそれぞれの制度が乖離する可能性があり、また、裁判所の解釈の差によって、規制に差が生じる可能性もある。その場合でも既存データに関しては 2020 年 12 月 31 日時点の EU GDPR が適用されることになる。

²³ <https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/information-rights-at-the-end-of-the-transition-period-frequently-asked-questions/>

英国のデータ管理者（Controller）と処理者（Processor）は、場合によって、2021年1月1日以降、EUを拠点とする代理人を任命する必要がある。これには、EEA内に事務所や支店等を持たない英国拠点の事業者（データ管理者またはデータ処理者）が、EEA内の個人に商品やサービスを提供する場合、または、EEA内の個人の行動を監視する場合が該当する²⁴。設置拠点は、処理する個人データの対象となる個人（データ主体）の一部が居住するEEA内の国に置く必要がある²⁵。

代理人に対しては、書面で、自社に代わってEU GDPRを遵守するとともに、監督当局やデータ主体（個人）とのやりとり等を実施することを委任する。代理人には、EEAを拠点とする個人または企業、団体になることができるが、EU GDPRの課す義務を遂行することができるものでなければならない。実際に最も簡単なのは、簡易的なサービス契約の締結による代理人の任命である。個人データ処理の対象となるEEA在住の個人に対しては、プライバシー通知や、データ取得時に事前に提示する情報の中で代理人の詳細を提示する。また、ウェブサイトでの公表等を通じ、監視当局が代理人の情報に容易にアクセスできるようにする必要がある。なお、公的機関や、データ処理が不定期かつ個人に対するデータ保護のリスクが低い場合などは代理人を任命する必要はない。

③ 越境処理に対するEUの規制監督（ワンストップ・ショップ制度）

GDPRでは、新たなコンセプトとして、データ管理者（Controller）とデータ処理者（Processor）がEEA内の複数の国の個人データの処理を行う越境処理（Cross-border processing）の場合に、担当となる監督当局を1つの監督当局（主導監督当局（Lead supervisory authority））に集中させるという仕組みがある（ワンストップ・ショップ制度）。英国の移行期間後のワンストップ・ショップへの参加については、適用外となっている。

英国を拠点とするデータ管理者や処理者が、EEA域内に拠点を持っておりEEAの個人データを取り扱い、ワンストップ・ショップが適用されていた場合、移行期間終了した現在は、英国およびEEA域内拠点が存在する国の両方の監督当局に対応を求めている。例えば、ロンドンに本拠地を置くアパレル企業が、ロンドン拠点で顧客データを管理し、パリにグローバル物流センターを置いて、ミラノにマーケティング事務所を設置し、オンラインで世界中に販売している場合、ロンドン拠点のデータ処理は、英国がEEA外となるため、（EEA内での）越境処理には該当せず、同社は、パリの物流拠点とミラノのマーケティング拠点の間で個人データの越境処理を実施しているということになる。主管監督当局がフランスとイタリアのどちらになるかは、欧州データ保護会議（EDPB）のガイドラインに基づいて決定される。イタリアの顧客ベースが大きい場合、イタリアの監督当局が主導監督当局と

²⁴ <https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/european-representatives/>

²⁵ 注22参照

なる可能性が高い。もし、同社でデータ保護規則違反があった場合は、情報コミッショナー事務所（ICO）が UK GDPR に、EEA での主管監督当局となるイタリアの監督当局が EU GDPR に基づいてそれぞれ調査を行うことになる。その上で、両方の監督当局から罰則を受ける可能性がある²⁶。

④ その他、細部の変更点、留意点等

上記のほか、移行期間終了後の細かな変更点として、情報コミッショナー事務所（ICO）の移行期間終了後のデータ保護ガイダンスは以下の点を挙げている：

- ・ プライバシー通知：データの国外移転の定義変更による修正の反映や、処理などの法的根拠として EU 法を引用している場合、それを UK GDPR に変更する必要が生じるほか、（必要な場合）EU 代理人を特定する必要がある。
- ・ データ主体の権利：在英拠点で個人データを処理することにより UK GDPR が適用される場合、データ処理の対象となる個人が世界のどこにいても関係ない点には注意が必要である。
- ・ 文書保管：データ処理の記録が必要な情報には変更はないが、国外移転に関する変更点を反映する見直しが必要になる場合がある。データ処理の適法根拠や条件を記録している場合は、EU 法やその他の用語の参照箇所を、UK GDPR に合わせて見直す必要がある。
- ・ データ保護影響評価（DPIA：Data Protection Impact Assessment）：既存のデータ保護影響評価（DPIA）を UK GDPR に合わせて見直す必要がある場合がある。例えば、国外とのデータ移転が、移行期間終了後、移転制限の対象に変更になる場合などがこれに該当する。
- ・ データ保護責任者（DPO:Data Protection Officer）：これまでデータ保護責任者（DPO）の設置が必要であった場合、それは今後も継続して EU GDPR でも UK GDPR でも必要となる。英国と EEA の両方を担当する DPO を指定しても構わないが、EEA と英国のどちらからも容易にアクセスできるようにしておく必要がある。
- ・ 行動規範（Code of conduct）と認証（Certification）：欧州データ保護会議（EDPB：European Data Protection Board）は、EEA 外への移転を可能とするための行動規範と認証とこれらに関するガイダンスを策定中である。現状では、EEA 外移転のための適切な保護措置のツールの行動規範と認証のスキームは認められていない。移行期間後、英国政府としても、行動規範と認証による英国外移転を可能とすべく、スキーム開発の取り組みを継続して実施する。

²⁶ <https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/eu-regulatory-oversight/>

また、欧州委員会作成の英国の EU 離脱に関するデータ保護分野の準備通知によれば、監督当局の承認が必要な「拘束的企業内準則（BCR）」では、GDPR が適用開始となった 2018 年 5 月 25 日以降に、英国の監督当局である情報コミッショナー事務所（ICO）から承認を受けている場合、移行期間終了後は、EU では適切な保護措置としては認められなくなる。そのため、該当する場合は、EEA 内の監督当局から承認を受ける必要がある。2018 年 5 月 25 日より前に承認を受けた場合は、一定の条件を満たす場合、承認は引き続き有効となる²⁷ ²⁸。

(4) 日英間の個人データの移転

前述の通り、2019 年 1 月 23 日に欧州委員会と日本の個人情報保護委員会は、互いの個人データの保護レベルが同等だとする十分性認定についての決定を採択²⁹し、日 EU 間における個人データの自由な移転が確保されることとなった。

日本の個人情報保護委員会（PPC）は、日英間の個人データの移転について、EU に対して行った個人情報保護法第 24 条に基づく指定を、英国の EU 離脱後も英国に対して継続することとし、2020 年 2 月 1 日施行の「平成 31 年個人情報保護委員会告示第 5 号」に基づいて、円滑なデータ移転が維持されるとした³⁰。また、英国側においても、同認定の効果を維持するための関連法令の手続きは完了しており、日英間の円滑なデータ移転は、移行期間後の現在も継続して確保されている³¹。なお、日 EU 間と同様に、日英間においても日本の公的部門は十分性認定の枠組みの対象外となっている。

(5) EU から米国への個人データの移転

前述の通り、米国に対して、EU による十分性認定はされていないものの、EU から米国への個人データの移転に関して EU は、「プライバシー・シールド決定（決定 2016/1250）」に基づいて、個別企業のプライバシー・シールドプログラムへの登録を通じ、十分な個人データ保護水準を満たしているときのみ、データ移転を認める措置を設けていた。しかし、欧州司法裁判所（CJEU）が 2020 年 7 月 16 日、この措置を無効とする判決を下したことにより、同措置に基づく EEA から米国への個人データ移転は無効となった。

同判決は、標準的契約事項（SCC）については、個人情報の国際移転における手段として引き続きその有効性を認めたが、さらなる条件として、GDPR で保証される保護と「本質的

²⁷ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/data_protection_en.pdf

²⁸ これに関し EDPB は、英国の ICO が承認した BCR の対応に関する情報を 2020 年 7 月に公表している。
https://edpb.europa.eu/news/news/2020/european-data-protection-board-thirty-fifth-plenary-session-information-note-binding_en

²⁹ 個人情報保護法第 4 章に規定される規律に関するものであり、日本の対象者に関して同法第 4 章に規定される規律が適用されない公的部門（国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人）へは適用されない

³⁰ <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/houdouhappyou.pdf>

³¹ <https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/international-data-transfers/>

に同等な水準」の保護の提供が必要だとした。その後、同判決を背景として、欧州委員会は2020年11月12日、EU GDPRで利用される標準的契約事項（SCC）の改定案を発表している。

この判決により、「プライバシー・シールド」に基づく EEA から米国への個人データ移転は無効となった。移行期間中については、EU 法が英国に適用されるため、この決定は、英国からのデータ移転にも法的拘束力を持つ³²。プライバシー・シールドの無効判決に関し、欧州データ保護会議（EDPB）はFAQを発行している³³。さらに、欧州委員会とEDPBは、これに対して事業者がとるべき措置について、総合的なガイダンスを作成予定である³⁴。EDPBは、標準的契約事項（SCC）が現地の法的枠組みの下で、十分な保護を提供するかに関し、リスク評価を実施するよう推奨している。

欧州委員会と米国商務省（Department of Commerce）は2020年8月10日、EUと米国間のプライバシー・シールドを強化した枠組の可能性について検討する協議を開始したと発表している³⁵。

3. その他参考情報

<英国政府>

- ・ デジタル・文化・メディア・スポーツ省（DCMS：Department for Digital, Culture, Media and Sport）等による個人データの利用に関するガイダンス
Using personal data in your business or other organization（2020年12月31日）
<https://www.gov.uk/guidance/using-personal-data-in-your-business-or-other-organisation>
- ・ 情報コミッショナー事務所（ICO）の移行期間終了後のデータ保護ガイダンス
Data protection at the end of the transition period
<https://ico.org.uk/for-organisations/dp-at-the-end-of-the-transition-period/>
情報コミッショナー事務所（ICO）のFAQ
<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/information-rights-at-the-end-of-the-transition-period-frequently-asked-questions/>

<EU>

³² <https://www.gov.uk/guidance/using-personal-data-in-your-business-or-other-organisation>

³³ https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/20200724_edpb_faqoncjeuc31118_en.pdf

³⁴ <https://ico.org.uk/about-the-ico/news-and-events/news-and-blogs/2020/07/updated-ico-statement-on-the-judgment-of-the-european-court-of-justice-in-the-schrems-ii-case/>

³⁵ https://ec.europa.eu/info/news/joint-press-statement-european-commissioner-justice-didier-reynders-and-us-secretary-commerce-wilbur-ross-7-august-2020-2020-aug-07_en

- 欧州委員会作成の英国の EU 離脱に関するデータ保護分野の準備通知 (2020 年 7 月 6 日更新)

Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of Data Protection
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/data_protection_en.pdf

- 欧州データ保護会議 (EDPB) によるノーディールの場合の GDPR 下のデータ移転に関する情報 (2019 年 2 月)

Information note on data transfers under the GDPR in the event of a no-deal Brexit

https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/edpb-2019-02-12-infonote-nodeal-brexit-october_en.pdf

「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 データ保護」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載